

UTSUNOMIYA

GREEN

緑地協定



宇都宮市



はじめに

緑は、都市の自然環境を支え、都市生活の快適性や安全性を確保し、地域におけるコミュニティの形成や美しいまちなみの創出など、多くの機能を有しています。

しかし、市域における緑の量は、減少傾向となっています。特に、市街化区域では、これまでも緑の量が大きく減少してきました。

今後、本市がさらに発展を遂げていくなかで、私たちの快適な暮らしを維持・形成していくためにも、私たち一人ひとりが身近なところから緑化の取組みを始めることが求められています。

このパンフレットに掲載している「緑地協定制度」とは、住民の方々が自らの手で、緑豊かな潤いあるまちづくりを進めるための制度です。自分たちの暮らすまちの緑化について、住民同士でルールを作り、自然環境の保全や緑による美しいまちなみの創出を図ることで、まちの価値を向上させることができます。

一人ひとりが緑に親しみ、緑を大切にすることを基本としながら、住民同士が連携して、地域ぐるみで緑化に取り組むことで、より大きな効果が期待できます。

皆さんが緑のまちづくりを始めるうえで、このパンフレットが参考になれば幸いです。

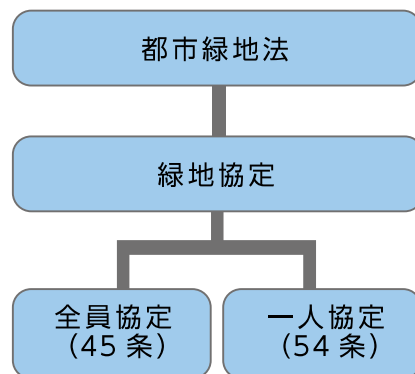


緑地協定制度とは

緑地協定とは、都市緑地法に基づき、市民の皆さんがお互いに自分たちの住むまちを、よりよい緑の環境にしていくために、皆さん自身で、「どこに、どのくらい、どのような木を、どのくらいの期間」などの約束を決め、良好なまちなみを保っていく制度です。

皆さんが決めた協定は、市が認可します。

緑地協定には、住民皆さんで合意して協定を結ぶ全員協定（都市緑地法第45条）と、開発事業者が分譲前にあらかじめ協定を作り、後に分譲され住民が住み始めると有効になる一人協定（都市緑地法第54条）があります。



緑地協定のメリット

1. 緑いっぱいのでまちが出来ます

協定地区に住む皆さんの話し合いで緑化計画を立てるため、統一感のある地域が形成され、まちなみの景観が向上します。



2. 快適な生活環境を守ります

都市内に緑の空間を作り出すため、ヒートアイランド現象などの都市環境問題の緩和につながり、暮らしやすいまちを守ることができます。



3. 地域の輪が広がります

協定地区に住む方たちで協定の運営委員会をつくり、皆さんで緑化活動や管理作業を行うので、地域のコミュニケーションが高まります。



4. 次世代まで緑をつなぐことができます

協定地区内では、土地の所有者が変わっても協定の効力が次の所有者へ及ぶため、長期間にわたり緑豊かなまちなみを守れます。



緑地協定で決めておく内容

緑地協定では、以下の9つのことを決める必要があります。
皆さんで話し合って内容の検討をしましょう。

1. 緑地協定の名称

2. 緑地協定の区域

どの範囲を協定の対象区域とするか決めましょう。

- 道路などを区域境にし、範囲を明確にしましょう。
- 公園や学校などの公共施設は対象となりません。

3. 保全または植栽する樹木等の種類や量

協定地区にあった樹木やシンボルツリーなどを決めましょう。

- 樹木以外に花や芝での緑化も考えましょう。

4. 樹木等を保全・植栽する場所

各宅地の道路に接する部分など地域の景観を高める所に樹木等を植えましょう。

- プランターで窓辺に花を飾るのもきれいです。

5. 柵や垣の構造

柵や垣を設置する場合は、宅地を生け垣等で囲み、緑あふれる住環境にしましょう。

6. 樹木等の管理方法

除草、害虫駆除、枝打ちなどの管理のしくみづくりをしましょう。

7. 緑地協定の有効期間

皆さんが作る協定の有効期間を決めましょう。

- 都市緑地法施行規則では、5年以上30年未満とされています。
- これまで宇都宮市で締結された緑地協定では、10年が平均的です。

8. 緑化実行委員会の設置

協定の内容にそった管理活動が円滑にできるように、協定の運営委員会をつくりましょう。

9. 守れなかった時の規定

守れなかった時のきまりを決めましょう。

- 皆さんで決めたルールを維持していくために、緑化実行委員会が指導を行います。



ここで、まちの個性を創造する“しかけ”を紹介します。

緑地協定では、植える樹木等の種類や場所、柵や垣の構造などについて決めます。

樹木や生け垣等の種類を選ぶ際には、それぞれの場所の空間の特徴などを考慮し、日常生活の中で、楽しめるものを選ぶことが大切です。

まちなみの雰囲気大切にしながら、緑を育てる楽しみを味わってください。

生け垣

道路沿いに連続する生け垣は、まちなみの美しさをより際立たせます。

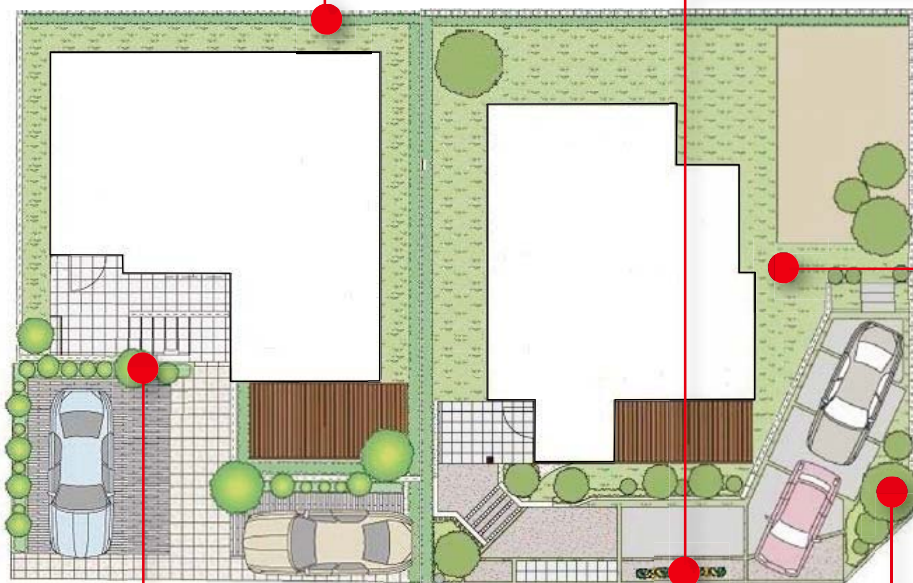
生け垣にする樹木は、花の咲くものや、実のなるものを使用することで四季の変化を楽しむことができます。



プランター

生け垣を道路から少し敷地内にセットバックさせて、草花や花の咲く低木を植えるスペースを作ったり、プランターを飾ることも効果的です。

※セットバック=後退



芝生

樹木を植栽しない場所を、芝生で緑化することで、より多くの緑の空間を創出することができます。



玄関・ポーチ

玄関先を緑で演出し、緑のおもてなしをしましょう。花も飾ることで華やかになり、訪れる人の目を楽ませることができます。



シンボルツリー

まちのシンボルとなる木(樹種)を決め、通りから見える宅地内の庭等に植えましょう。

まちなみに統一感を持たせることができ、景観が向上します。



緑地協定申請の手続き

申請者(住民・事業者)

宇都宮市

1.内容の検討

「緑地協定で決めておく内容」に基づき、内容を検討しましょう。

※一人協定の場合、開発時に地域の緑化について考えます。

2.緑地協定書の作成

皆さんで決めた緑の約束を「緑地協定書」という形にまとめ、全員の合意を得ましょう。

※一人協定の場合、開発事業者のみの同意で足りません。

3.協定内容の確認

協定内容が法令に沿うものか確認しますので、市にご相談ください。

4.緑地協定の認可の申請

市へ認可の申請を行います。

以下の申請書類を提出してください。

- 緑地協定認可申請書
- 緑地協定書
- 区域図
- 申請者全員の同意書

※一人協定の場合、同意書は不要です。

5.公告・縦覧・認可

市は、申請のあった緑地協定を公告・縦覧して認可を行います。

- 全員協定の場合は、認可の日から効力が発生します。
- 一人協定の場合は、土地所有者が2人以上となった時から効力が発生します。

6.まちの緑化と管理

緑化実行委員会が中心となって、皆さんで自分たちの緑化環境を守り、育て、残してゆくことができます。





緑地協定制度についてよくある質問

緑地協定を締結するまで

1.申請の際に使用する緑地協定の区域図は、どのように作成したらよいのでしょうか？

- 協定の区域図は、町内会地図や住宅地図等、宅地がわかる地図に区域を表示してください。
- 道路や公園、地区センター等、公共施設は対象外となります。

2.協定に違反した場合の措置はどの程度の範囲で決められるのでしょうか？

- 原則として罰金等過度な罰則は、認可申請の際認められません。

3.緑化実行委員会の役割はどのようなものですか？

- 住民が協定のきまりを守ることのできるよう、サポートの役割を担います。
- 協定を守れない人がいる場合の指導等にも当たります。

4.協定作成の参考とするため、既に締結されている協定の内容を知りたいのですが？

- 宇都宮市緑のまちづくり課にお問い合わせください。

緑地協定の運用が始まってから

5.協定区域内の土地・不動産を購入するにあたり、協定内容を知りたいのですが？

- 協定書は、各地域の緑化実行委員会が保管しています。
- 宇都宮市緑のまちづくり課でも協定書のコピーをお渡ししていますので、お問い合わせください。

緑化に関する宇都宮市の取組み

1. 公共施設の緑化

公共施設において先導的な緑化に取り組み、緑豊かなまちづくりのモデル拠点となるよう努めています。

- 「まちなかハンギングバスケット大作戦」
- 「公共施設おもてなし緑化事業」 など

3. 緑にかかわる人材の育成

市民の皆さんが緑にふれあい、学ぶ機会を提供しています。

- 「緑化ボランティア養成講座」
- 緑に関する団体との連携事業 など

2. 民有地の緑化

市民や事業者の皆さんの協力を得ながら、都市部の大半を占める民有地における緑化の推進に取り組んでいます。

- 「住宅新築・出生記念樹贈呈事業」
- 「地域緑化花苗配布事業」 など

4. 緑に関する情報発信

各種普及啓発事業を実施しています。

- 「花と緑のフェスティバル」

緑に関する団体

宇都宮市内で、緑をつくり、守る活動をしている団体です。

花や緑に興味がある人、緑あふれるまちづくりに参加したい人などを対象に、随時会員を募集しています。個人や地域等のグループ単位での入会も可能です。

詳細については、お気軽に各団体へお問い合わせください。

宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会

平成13年に設立し、宇都宮市の広範な市民・事業者・行政の協力のもと、花いっぱい緑化事業、良質な緑の保全、創出事業等の自主的活動を通し、花と緑に包まれた潤いのある美しいまちづくりに貢献することを目的とした団体です。未来の子どもたちに美しいまちを残すために、市民の皆さんが参加できる事業や、緑化へのPR活動を色々な形で実施しています。

- 「花と緑のフェスティバル」の開催、花壇づくりや花苗の配布 など

お問い合わせ先

宇都宮市花と緑のまちづくり
推進協議会事務局
Tel 028-632-2593
Fax 028-632-5219



公益財団法人 グリーントラストうつのみや

平成3年に設立し、宇都宮市域において自然環境の保全に取組み、市民が身近にふれあうことのできる良好な緑の環境を有する樹林地等を守り育てるための活動(グリーントラスト運動)を推進し、緑豊かで住みよいまちづくりに寄与することを目的とした団体です。各樹林地の保全活動のほか、樹林地を活用した観察会や自然体験活動など実際に体験できる事業や、写真コンテストなどの普及啓発事業を実施しています。

- 里山の管理や動植物の観察、子どもたちの自然学習支援 など

お問い合わせ先

公益財団法人
グリーントラストうつのみや事務局
Tel・Fax 028-632-2559



植えて
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA

うつのみや GREEN 緑地協定
編集・発行 宇都宮市都市整備部緑のまちづくり課
〒320-8540 栃木県宇都宮市旭 1-1-5
Tel 028-632-2698 Fax 028-632-5219
E-mail u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp

咲けば
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA